

## 和歌山県監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人  
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和6年10月17日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

伊都振興局地域づくり部

県税の窓口収納事務において、収納した現金とつり銭用資金の合計金額が1万円過多となる事案が発生した。

令和4年度には、同様の事務において1万円過少となる事案が発生しており、複数人による現金の確認に努めるなど一定の対策を講じたにもかかわらず、同様の事案が発生している状況であるため、公金の取扱いについて、組織として実効性のある再発防止策を講じられたい。

#### (2) 注意事項

ア 伊都振興局農林水産振興部

旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局建設部

収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県農林大学校

修繕料において、一件として契約すべきものを根拠なく数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立笠田高等学校

修繕料の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立伊都中央高等学校

旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県橋本警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。